【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年３月３日
【会社名】	伊藤忠商事株式会社
【英訳名】	ITOCHU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　岡 藤 正 広
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田３丁目１番３号
【電話番号】	大阪（06）7638-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部　　梶 山 孝 文 経　　理　　部　　宮 田 正 紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山２丁目５番１号
【電話番号】	東京（03）3497-2121
【事務連絡者氏名】	人事・総務部　　渡 辺　　　隆 経　　理　　部　　山 浦 周一郎
【縦覧に供する場所】	伊藤忠商事株式会社 東京本社 （東京都港区北青山２丁目５番１号） 伊藤忠商事株式会社 中部支社 （名古屋市中区錦１丁目５番11号） 伊藤忠商事株式会社 九州支社 （福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号） 伊藤忠商事株式会社 中四国支社 （広島市中区中町７番32号） 伊藤忠商事株式会社 北海道支社 （札幌市中央区北三条西４丁目１番地） 伊藤忠商事株式会社 東北支社 （仙台市青葉区中央１丁目２番３号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく特定子会社の異動、並びに金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づく当社グループ（当社及び当社の関係会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づく報告）

（１）当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① 名称　株式会社シーエフアイ
② 住所　東京都港区北青山２－５－１
③ 代表者の氏名　亀岡　正彦
④ 資本金　100百万円（平成27年３月３日現在）　（注）
⑤ 事業の内容　頂新（ケイマン）ホールディング及び傘下グループ企業の事業管理

（注）平成27年２月23日に実施した資本金の減少により、当該特定子会社の資本金は、83,889百万円から100百万円に減少しております。

（２）当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前　23,437,500個
異動後　－個

② 総株主等の議決権に対する割合
異動前　74.1%
異動後　－%

（３）当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由
当社は、アジアを中心とした当社食料分野の新たな事業戦略を構築し、円滑に推進すべく、従来の業務範囲（すみ分け）の見直しを行い、頂新（ケイマン）ホールディング（以下、「頂新」という。）における出資形態の変更を行うことになりました。これに伴い、当社は、平成27年３月３日開催の取締役会において、当社保有の(株)シーエフアイ（以下、「CFI」という。）株式の全てをCFIに譲渡する（CFIによる自己株式取得）とともに、CFIが保有する頂新株式の当社持分相当を取得することを決議しました。その結果、特定子会社であるCFIは当社の子会社ではなくなる予定です。

② 異動の年月日
平成27年３月３日（株式譲渡実行日）

２．当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づく報告）

（１）当該事象の発生年月日
平成27年３月３日（当社取締役会決議日）

（２）当該事象の内容
上記１．（３）①に記載のとおり、当社は、平成27年３月３日開催の取締役会において、当社保有のCFI株式の全てをCFIに譲渡する（CFIによる自己株式取得）とともに、CFIが保有する頂新株式の当社持分相当を取得することを決議しました。頂新株式については、当社の間接投資から直接投資（持分法適用関連会社から一般投資に区分変更）になる予定です。これに伴い、当社は、平成27年３月期の連結決算において、再評価損益等を認識する予定です。

（３）当該事象の連結損益に与える影響額
当該事象により認識される再評価損益等の影響額は、平成27年３月期の連結決算において、約600億円となる予定です。但し、為替相場の変動等により、当該損益の見込値と実績値は異なる場合があります。

以　上